科目名			担当教員	
児童・家庭福祉論			君島　昌志	
科目コード	科目単位	スクーリング単位	履修方法	配当年次
CL2066	4	2	RorSR (講義)	1年以上
生成AI利用レベル		レポート　：　C	試験（スクーリング含む）　：　C	

科目の概要

■科目の内容

子どもは、社会の一員として人権が保障されていると同時に、すべての子どもが児童家庭福祉の対象です。本科目は、子ども家庭を取り巻く社会現象や生活環境の背景について理解するとともに、児童家庭福祉に関する法とサービス、子ども・家庭に対する援助活動について学習します。児童家庭福祉は子どものみを対象とするのではなく、子どもを取り巻く家庭・家族のテキストでも取り上げているようにウェルビーイングという視点から考えることが大切です。したがって、児童家庭福祉は子育てをする家族や地域社会のあり方が重要な要素といえます。子どもがのびのびと成長でき、家族が安心して子育てできる地域社会は、地域住民にとっても暮らしやすい社会ということができます。

こうした背景から、本科目では児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要、一人親家庭、児童虐待および DV、地域における子育て支援および子どもの青少年育成の実態について理解します。

■到達目標

1）児童福祉や権利保障の歴史をふまえ、我が国の児童家庭施策の全体像を理解しその内容を説明することができる。

2）多岐にわたる児童に関する法律や制度を把握し、保育や社会福祉援助技術につながる知識を身につけることができるようになる。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「倫理的実践力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

スクーリング評価 or 科目修了試験 100%

■教科書・参考図書

【教科書】

福祉臨床シリーズ編集委員会編『新・社会福祉士シリーズ 15　児童・家庭福祉【第2版】』弘文堂、2025 年、2022 年【初版】

（最近の教科書変更時期）2025 年 4 月

（スクーリング時の教科書）

レジュメを配付します。上記教科書は参考資料として使用します。

【参考図書】

１）『厚生労働白書』各年号

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/index.html

２）厚生労働省編『子ども虐待対応の手引き』平成 25 年改定、

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

３）こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」令和５年４月５日

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf

４）こども家庭庁「子ども・子育て支援制度」

https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/

スクーリング

▶オンデマンドのみ

■スクーリングで学んでほしいこと

１）児童・家庭福祉は福祉分野では最も長い歴史があること、しかし、人権や権利の歴史はまだ短いこと。

２）子どもだけでなく家庭への支援が求められていること。

３）児童福祉分野だけでなく関連分野の理解が必要であること。

■講議内容

回数	テーマ	内容
1	児童・家庭の生活実態と社会情勢	貧困家庭の児童、児童虐待対応の現状、少子化による諸問題
2	少子化問題と次世代育成支援	少子高齢社会の現状とその対応、次世代育成支援の取り組み
3	児童福祉の歴史	戦前の児童保護の時代から戦後の児童福祉の展開
4	児童の権利保障	児童の人権保護と権利擁護の史的展開
5	児童福祉の法制度①	児童福祉法の概要
6	児童福祉の法制度②	組織、多様な施策、サービス等
7	児童福祉の法制度③	児童虐待の理解と防止対策
8	児童福祉の法制度④	ドメスティックバイオレンス
9	児童福祉の法制度⑤	ひとり親家庭、貧困対策
10	児童福祉の法制度⑥	障害児、母子保健
11	児童福祉の法制度⑦	児童相談所の対応
12	児童福祉の法制度⑧	社会的養護
13	スクーリング試験	

■講義の進め方

上記講義内容にそって、配付資料も用いながら、講義を進める。

■スクーリング　評価基準

授業の最終日に試験（持込可）を行う（授業の最終日に行うスクーリング試験 100%で評価する）。試験の形式は論述式、出題範囲は授業内容すべて。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10 時間）

講義内容の関心あるテーマについて、自分なりに学びたいことを考えてきてください。

レポート学習

■在宅学習 15 のポイント

※所持している教科書の版により、テーマの章立てが異なります。第３・４版は黄色カバー、新版（2025、2022 年度発行）はピンク色カバー

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
1	子ども家庭を取り巻く社会情勢と生活実態 ・第３版（第１・２章） ・第４版（第１章） ・新版（第１章） ・２版（第１章）	少子高齢社会、子ども家庭を取り巻く環境の変化と生活問題	少子化の要因・背景と、その社会的に影響について、説明できるようにしましょう。

2	子ども家庭福祉とは何か① ・第３版（第１・２章） ・第４版（第１章） ・新版（第１章） ・２版（第１章）	子ども家庭福祉とは、子ども家庭福祉の理念	子どもを取り巻く環境の変化により、児童福祉の理念がどのように転換したかを説明できるようにしましょう。 また、子ども家庭福祉に関する法律・条文の内容を押さえましょう。
3	子ども家庭福祉とは何か② ・第３版（第１・２章） ・第４版（第１章） ・新版（第１章） ・２版（第１章）	子どもと家庭の権利保障、子どもの「成長・発達権」保障	子どもの権利条約にみる子どもの権利内容を押さえましょう。 また、子どもの成長・発達に必要な４つのニーズを説明できるようにしましょう。
4	子ども家庭福祉の歩み ・第３版（第１章） ・第４版（第１・２章） ・新版（第１章） ・２版（第１章）	日本の子ども家庭福祉の歴史、欧米の子ども家庭福祉の歴史	日本と欧米の児童・家庭福祉施策について理解できるようにしましょう。
5	子ども家庭福祉の法体系と 実施体制① ・第３版（第２～４章） ・第４版（第２・３章） ・新版（第２・３章） ・２版（第２・３章）	子ども家庭福祉の法体系、児童福祉法〔1947（昭和 22）年〕、児童福祉法以外の関連法律	子ども家庭福祉に関する法律の、それぞれの目的と対象・内容について理解しましょう。
6	子ども家庭福祉の法体系と実施体制② ・第３版（第４章） ・第４版（第２・３章） ・新版（第２・３章） ・２版（第２・３章）	子ども家庭福祉の実施体制、子ども家庭福祉の財源と費用負担	児童福祉行政が担う各機関と役割を押さえましょう。 子ども・子育て支援に関する各財源を把握しましょう。
7	母子保健・医療サービス ・第３版（第７章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第３・４章）	母子保健・医療の歩み、母子保健・医療サービスの現状、健やか親子 21、課題と展望	母子保健に関する施策とサービスについて理解しましょう。
8	子育て支援と子どもの健全育成 ・第３版（第２・４章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	子育て・子育ちをめぐる問題とその背景、子育て支援の意味と目的、少子化対策の動向、子どもの健全育成の意味と目的、子ども健全育成施策	子育てにはどのような問題があるのかを把握した上で、子育て支援の取り組みについて、その概要を理解しましょう。
9	保育サービス ・第３版（第６章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	保育の意味と目的、保育所の現状、さまざまな形態の保育、課題と展望	保育所の現状と実施形態、課題について把握しましょう。

10	ひとり親家庭への福祉サービス ・第３版（第７章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	ひとり親家庭の現状、ひとり親家庭に関する施策の変遷、ひとり親家庭への福祉サービスの現状、ドメスティック・バイオレンスの現状、ドメスティック・バイオレンスへの対応、課題と展望	ひとり親家庭に関する施策と福祉サービスを把握しましょう。ドメスティック・バイオレンスの現状と法的な対応について、理解しましょう。
11	子どもの社会的養護と自立支援サービス ・第３版（第５・６章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	子どもの養護の現状、子どもの養護の種類と内容、児童虐待の現状、児童虐待への対応、被措置児童等虐待の防止対策、課題と展望	要保護児童と、社会的養護の種類について理解しましょう。 児童虐待の種類と実態、法的な対応について理解しましょう。
12	障害のある子どもと家庭への福祉サービス ・第３版（第７章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	障害児の定義と現状、障害のある子どもと家庭への福祉サービス、経済的支援、特別支援教育、課題と展望	障害児の定義を把握した上で、各福祉サービスについて説明できるようにしましょう。
13	情緒・非行問題のある子どもと家庭への福祉サービス ・第３版（第３・６章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第４章） ・２版（第４章）	情緒・非行問題のある子どもとは、情緒に問題のある子どもの現状と対応、非行問題のある子どもの現状と対応	情緒･非行問題のある子どもの定義を理解し、各問題についての現状とその対応について説明できるようにしましょう。
14	子ども家庭福祉における専門職の役割と実際 ・第３版（第３～７章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第３章） ・２版（第３章）	子ども家庭福祉専門職とは、子ども家庭福祉行政機関における専門職、児童福祉施設における専門職、関連分野における専門職等、ボランティア、民間団体・組織等、子ども家庭福祉および関連分野の専門職・組織等の連携	子ども家庭福祉専門職の分野と、それぞれの役割について説明できるようにしましょう。
15	子ども家庭への相談援助活動の実際 ・第３版（第３・５章） ・第４版（第３・４章） ・新版（第３章） ・２版（第３・４章）	児童・家庭福祉ソーシャルワーク、子どもへの相談援助活動の事例紹介	児童・家庭福祉ソーシャルワークに求められる基本的態度、活動の流れ・内容・アフターケアについて説明できるようにしましょう。

■レポート課題

１単位め	**課題名「子ども虐待の現状と対策」** 日本における子ども虐待の現状とその対策について述べよ。
２単位め	**課題名「4 つの手当制度の発展過程」** 「児童扶養手当」「児童手当」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」それぞれの手当制度の発展過程を検証し、最近の動向について述べよ。

３単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。
４単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■学習にあたって

基本的姿勢

子どもは社会の一員であり人権が保障されるとともに、必要に応じて社会保護の対象ともなります。子どもの福祉は、子育てする家庭・子育てをする地域の上にあるということを念頭に置きウェルビーイングの実現が必要です。子ども家庭福祉の実現は、子どもや子どもを持つ家庭だけの福祉ではなく、高齢者や障害を持つ方々にとっても暮らしやすい地域社会の実現ということができます。

学習の目標

実際の児童福祉は、具体的な諸政策をもって実施されています。このため、学習にあたっては児童福祉法を中心とした諸法律、制度の仕組みと現在の状況を把握することが学習の目標となります。その上で、これらの法制度・諸施策を利用者に結び付けていく実践についての理解、施策・実践の課題の理解ができ、自分なりに整理できることが目標となります。

また利用者が人間であることから子ども・親の多様性の理解と受容、他の分野との連携、実際に関わるときの方法・技術なども学ばれることを望みます。

学習の仕方

第一に教科書を読み、その内容を理解することが必要です。文章を読むだけではなく、具体的事例などを思い浮かべながら読んでいただきたい。例えば、地域にある児童福祉施設や、子どもを思い浮かべながら読まれると理解しやすいのではないかと思います。第二にスクーリングに積極的に参加してみてください。教科書では理解できなかったことでも理解が深められます。

第三に一と二を踏まえたうえで、教科書では理解することができなかったことについて、児童家庭福祉分野の本を読むことや資料を調べること、児童福祉施設見学などを行うことが有効であると思います。

解答作成にあたって

教科書を熟読し、スクーリングに積極的に参加していれば十分に解答できる問題が準備されています。問題を解くために教科書を読むのではなく、教科書を読んで理解すること、確認することが重要です。記述問題については、教科書に加えた学習も必要かと思います。論述の体裁を整えることはもちろんのこと、現状の把握やそれに対する考察、自分の考え、感想が加えられるとよいでしょう。

■アドバイス

【1 単位めアドバイス】

「子どもの虐待の現状と対策」

テキストを読み、子ども虐待の定義・発生要因を学び、理解を深めてください。次に関係機関の役割と現状について理解し、法に基づく対応を学び理解してください。そのうえで、図表なども参考にしながら子ども虐待の現状、それに対する施策等について述べてください。

【2 単位めアドバイス】

「4 つの手当制度の発展過程」

テキストの「児童扶養手当」「児童手当」「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」が説明されている箇所を読み、制度の発展過程について検証し、各制度の最近の動向について述べてください。

【3・4 単位めアドバイス】

教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

科目修了試験

■評価基準

- 本科目全体の内容についての理解を問います。
- 問題の題意に適しているかどうかも問います。
- 解答字数は、800 字以上を基準といたします。